

# よみうりアワード規定書

2020年9月1日

2020年10月19日改定

よみうりアワードは、2020年（令和2年）末をもって申請受付を締め切り、発行を終了させていただくことになりました。

詳細は、<https://www.yomiuri-systec.co.jp/award/>

アマチュア無線は人種、国境、思想を超えて人と人との心のきずなを結び、文化の交流、科学技術の発展に大きく貢献しています。

読売新聞社は、このようなアマチュア無線家の活動に敬意を表し、その健全な発展を願い、昭和44年（1969年）1月1日によみうりアワードを制定しました。世界のアマチュア局と交（受）信した人には「世界10,000局よみうりアワード」を、また日本のアマチュア局と交（受）信した人には「全日本10,000局よみうりアワード」を贈ります。

## 世界10,000局よみうりアワード

## 全日本10,000局よみうりアワード

### I 規定

1、このアワードは、日本のアマチュア局またはSWLに贈るもので、世界のアマチュア局と交（受）信し、10,000局（QSLカード10,000枚）が表-1aの規定を満たしたときに発行する。

アワード達成までの2,500局ごとに証明書を発行する。アワード達成者には副賞を贈呈する。

テーマ局：ARRL カントリー、ITU ゾーン、六大州・南極の局

表-1a 交（受）信規定

	交（受）信局数	ARRLカントリー	ITUゾーン	六大州・南極
C証	2,500	100	40	7
B証	5,000	130	50	7
A証	7,500	160	60	7
アワード	10,000	200	70	7

数字は累計。テーマ局数は交（受）信局数に含まれる。

申請・審査にあたり、国際電気通信条約附属無線通信規則第41条に基づく郵政省告示を順守する。交信無効の国および期間は別に示す。

2、申請書類は、よみうりアワード申請書、よみうりアワード審査証明書、ARRL カントリー一覧表、ITU ゾーン、六大州・南極一覧表および交信局一覧表とする。

1、このアワードは、日本および外国のアマチュア局またはSWLに贈るもので、日本のアマチュア局と交（受）信し、10,000局（QSLカード10,000枚）が表-1bの規定を満たしたときに発行する。

アワード達成までの2,500局ごとに証明書を発行する。アワード達成者には副賞を贈呈する。

テーマ局：シングルバンド交信による47都道府県の局

表-1b 交（受）信規定

	交（受）信局数	テーマ局数（テーマ局一覧表の枚数）
C証	2,500	47×3（3）
B証	5,000	47×6（6）
A証	7,500	47×9（9）
アワード	10,000	47×12（12）

数字は累計。テーマ局数は交（受）信局数に含まれる。

交（受）信局のコールエリア別交信比率と、テーマ局一覧表のバンド別枚数は別に定める。

2、申請書類は、よみうりアワード申請書、よみうりアワード審査証明書、テーマ局一覧表および交信局一覧表とする。

3、申請はC証からとする。なお、C証申請の段階でアワードの規定を満たすQSLカードを取得している場合は、特例を別に定める。

（改定追記）C証申請の段階でB証、A証の規定を満たすQSLカードを取得している場合は、B証、A証の直接申請を認める。

4、申請はアマチュア無線による交信またはSWLによる受信のいずれか1つとする。

5、申請者の交（受）信地点は同一コールエリア内の陸上とする。

6、複数のコールサインで取得したQSLカードは、合算して申請できない。

7、クラブ局は申請できない。

8、QSLカードは昭和27年（1952年）以降のものを有効とする。

9、モードは自由とする。

10、クロスバンド交信および人工衛星などの中継局を利用した交信によるQSLカードは認めない。

11、相手局は陸上で運用した局に限る。

12、相手局は、バンド、モードおよび交信地点に関係なく1局とする。

13、申請には、日本アマチュア無線連盟（JARL）正会員2名による審査証明書を必要とする。審査者のうち1名は原則としてJARL登録クラブの代表であること。

外国のアマチュア局が申請する場合には、所属するカントリーのビューローのアワードマネージャーによる審査証明書を必要とする。

14、特記事項は別に定める。

15、申請書類の確認に際してQSLカードの提出を求めることがある。

16、アマチュア精神に基づいて健全に運用されていることを確認することがある。

17、アマチュア精神に反する行為があると判定した場合は、証明書、アワードを発行しない。また既に発行したものについては無効とする。

### II 申請手続き

1、申請書類はよみうりアワード事務局で用意する。書類の請求は郵便で行うこと。氏名、住所、電話番号、コールサインおよび申請の内容を明記し、書類郵送料分の切手（定形外100g）を同封して下記事務局へ申し込むこと。郵便以外の請求には応じない。

2、書類の記入方法は別に定める。

3、無線局免許状のコピーを、C証、アワード申請時のほか、記載事項に変更があった場合のB、A証申請時に申請書類に添付すること。

4、C証申請時に、自局のQSLカードおよび連絡先の住所を記入したはがき各1枚を同封すること。

5、申請書類は、下記事務局へ郵便で提出すること。

6、申請手数料は不要。

### III 個人情報の扱いについて

1、申請時に提出いただいた個人情報は、個人情報保護法に則って適正に取り扱います。

2、お預かりした個人情報は、審査業務、及び関連する事務処理に使用します。

3、審査において、日本アマチュア無線連盟（JARL）に照会作業を依頼するため、個人情報の一部を提示することがあります。

申請先

〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞社 アワード事務局

(外国局) 〒100-8055 Award Manager The Yomiuri Shimbun 1-7-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan